

I. はじめに

新年度に入り、3月決算会社の本決算が間もなくはじまります。そこで Seiwa Newsletter 4月号では、本年度に改正・適用開始された税制や会計基準を中心に、平成29年3月期決算において留意すべき事項を網羅的に取り上げました。貴社の決算作業にぜひお役立てください。

II. 税制及び会計基準等に関連する留意事項

(1) 税制改正による税金計算及び税効果会計への影響

平成28年度税制改正では、アベノミクスの成長戦略を推進するため、法人実効税率を20%台へ引き下げるとともに、財源を確保する目的で外形標準課税の拡大や減価償却制度の見直しなど課税ベースを拡大する改正が行われました。欠損金の繰越控除制度も見直されています。

【東京23区の法人実効税率（資本金1億円超）】

税目	H28年度	H29年度	H30年度~
法人税	23.4%	23.4%	23.2%
地方法人税	4.4%	10.3%	10.3%
法人住民税	16.3%	10.4%	10.4%
法人事業税			
付加価値割	1.26%	1.26%	1.26%
資本割	0.525%	0.525%	0.525%
所得割	0.88%	0.88%	0.88%
地方法人特別税	414.2%	414.2%	414.2%
法人実効税率	30.86%	30.86%	30.62%

【欠損金の繰越控除制度】

税目	H28年度	H29年度	H30年度~
控除限度割合	60%	55%	50%
繰越期間	9年	9年	10年

一方、この3月に国会で成立した平成29年度税制改正は全体的に小幅な改正にとどまっており、法人実効税率も変更されていないため、税効果会計へ及ぼす影響は非常に限定的です。ただし、翌事業年度以降の課税所得の見積りに際しては、研究開発税制や所得拡大促進税制などの改正を反映する必要があるので注意してください。

これらの詳細は過去の Seiwa Newsletter に掲載していますので、併せて確認ください。なお、従来は平成29年度から地方法人特別税が廃止される予定でしたが、消費税率10%への

引上げ時期に合わせて、平成31年10月1日以降開始事業年度へ延期されています。

Vol.6「平成28年度税制改正の概要」

http://www.seiwa-audit.or.jp/newsletter/1512_SeiwaNewsletter.pdf

Vol.18「平成29年度税制改正の概要」

http://www.seiwa-audit.or.jp/newsletter/1612_SeiwaNewsletter.pdf

(2) 債券の利回りがマイナスとなる場合の取扱い

昨年2月にマイナス金利が導入された際に、退職給付会計で用いる割引率の指針として、企業会計基準委員会（ASBJ）の議事概要が周知されましたが、今年3月にあらためて「実務対応報告」として当面の取扱いが公表されました。内容は従来と変わらず、以下のいずれかの方法を選択適用できます。

- ① 利回りの下限としてゼロを利用する方法
- ② マイナスの利回りをそのまま利用する方法

なお、公開草案に対するコメントの中には、既にいずれかの方法を採用している企業には継続適用を求めるとの意見もありましたが、今回の実務対応報告には織り込まれませんでした。そのため、例えば上記②の方法から①へ変更することも、合理的な理由があれば認められる余地があります。

(3) リスク分担型企業年金の会計処理

企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるハイブリッド型の企業年金制度が平成29年1月より導入されました。この「リスク分担型企業年金」は、財政悪化リスク相当額のうち事業主が負担する部分をあらかじめ規約に定める仕組みであり、制度導入時から企業の負担が限定されていることが特徴です。そのため、会計処理は確定拠出制度と同様に、各期の掛金の金額を費用処理します。

確定給付制度からリスク分担型企業年金へ移行した場合は、退職給付債務及び年金資産の移行前後の差額を、原則として特別損益に純額で表示します。

なお、この制度を導入した場合は以下の注記が必要です。

- ① リスク分担型企業年金の概要
- ② 退職給付費用の額
- ③ 翌期以降の掛金相当額及び拠出残存年数

(4) 決算短信の簡素化

投資家に対する企業情報の開示が迅速かつ効率的に行われることを目的として、この3月決算から新しい決算短信・四半期決算短信作成要領が適用されます。主な変更点は下記のとおりです。

- ① サマリー情報の様式が「義務」から「要請」へ変わり、企業の状況に応じた自由な開示が可能
- ② 速報性を重視して記載内容を削減
 - 経営成績・財政状態は「概況」を記載すれば良い
 - 経営方針は有価証券報告書へ記載
- ③ 連結財務諸表及び主な注記（GC、会計方針の変更、セグメント、1株情報、後発事象など）は遅延開示が可能

Seiwa Newsletter Vol.20には開示様式の新旧対照表を掲載しています。こちらも併せて確認ください。

Vol.20「決算短信の簡素化」

http://www.seiwa-audit.or.jp/newsletter/1702_SeiwaNewsletter.pdf

III. 金融庁の有価証券報告書レビュー

金融庁は、有価証券報告書の記載内容の適切性を確保するため、各財務局と連携し、毎年「有価証券報告書レビュー」を実施しています。レビューの対象とされた会社には、各財務局から質問状が届き、それに回答・返信するという「オフサイト審査」の形態がとられています。

例年、年度末に実施要領とその年の重点テーマが公表されますが、平成29年3月期（平成29年3月31日～平成30年3月30日が決算期末）の重点テーマは下記のとおりです。

- ① 繰延税金資産の回収可能性
- ② 企業結合及び事業分離等

繰延税金資産の回収可能性が重点テーマに選定されたのは、当年度の期首から新たな指針が適用されたためです。過去のSeiwa Newsletterでもこの論点について解説していますので、参照ください。

Vol.7「繰延税金資産の回収可能性」

http://www.seiwa-audit.or.jp/newsletter/1601_SeiwaNewsletter.pdf

なお、平成29年3月期の重点テーマと同時に、レビュー実施中である平成28年3月期に関して、現在までに把握された事象を踏まえた留意すべき点も公表されました。ここで把握された問題点は比較的誤りの多い箇所ですので、いま一度記載内容の正確性を確認してください。

【企業結合に関する会計基準】

- 外部のアドバイザー等に支払った手数料等があるにもかかわらず、主要な取得関連費用の内容及び金額を注記していない
- 連結子会社の非支配株主との取引により親会社の連結財務諸表において資本剰余金が増減しているにもかかわらず、その主な変動要因及び金額を注記していない

【工事契約に関する会計処理・開示】

- 工事の変更契約が行われた場合において、実質的には当該契約を当初の工事契約と一体の取引単位として取り扱うべきであるにもかかわらず、別個の取引単位として取り扱っている
- 工事契約の当事者間に工事契約の変更（追加工事）についての対価に係る合意がないにもかかわらず、当該対価を工事収益総額に含めている
- 追加で発生することが見込まれる費用を考慮していないなど、合理的な見積データを基礎として工事損失引当金を認識していない
- 別々に工事進行基準を適用している工事契約を複数まとめて工事損失を見積もっていることにより、工事損失引当金が過少になっている

【棚卸資産に関する会計処理・開示】

- 仕掛品の正味売却価額を直近の製造原価としている
- 正味売却価額について、売価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除していない
- 正味売却価額の見積りに用いた売価について、販売（実現）可能性を考慮していない

【包括利益計算書】

- 取得原価で計上されている有価証券に係る売却損益など、当期及び過去にその他の包括利益に含まれていない項目を組替調整額として開示している
- 繰延ヘッジ損益について、ヘッジ対象に係る損益が認識されたこと等に伴って当期純利益に含められた金額や、ヘッジ対象とされた予定取引で購入した資産の取得価額に加減された金額を組替調整額等として開示していない
- 為替換算調整勘定について、連結子会社に対する持分の減少に伴って取り崩され当期純利益に含められた金額を組替調整額として開示していない
- 年金資産の返還に伴い損益として認識した未認識数理計算上の差異を組替調整額として開示していない

【1株当たり情報】

- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、ワラントが期中に消滅又は行使された影響を考慮していない
- ワラントが存在する場合における潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、期中平均株価ではなく過去数年の平均株価や期末株価にて普通株式を買い受けたと想定した普通株式数を用いている

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>